

2030



福 健 第 2312 号  
平成 19 年 11 月 29 日

各関係機関長 殿

沖縄県福祉保健部  
部長 伊波 輝美  
部長印

生活習慣病予防週間の実施について

健康づくりの推進につきましては、平素からご協力を賜り感謝申し上げます。  
さて、みだしのことについて、厚生労働省健康局長より「生活習慣病予防週間」の実施について、別添のとおり通知があります。  
つきましては、別添「平成 19 年度生活習慣病予防週間実施要綱」の趣旨をご了知の上、貴団体職員の皆様へ周知して下さいますようお願い致します。

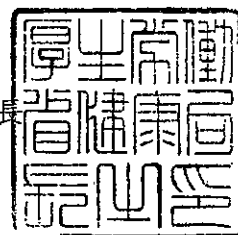
担当：福祉保健部健康増進課  
成人保健班 浦崎 祥子  
TEL：098-866-2209  
FAX：098-866-2289



健発第1120001号  
平成19年11月20日

各 都道府県知事  
政令市長 殿  
特別区長

厚生労働省健康局長



### 生活習慣病予防週間の実施について（依頼）

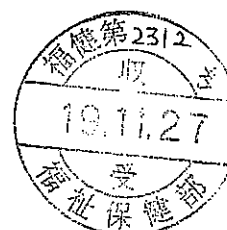
生活習慣病予防対策の推進に当たっては、かねてより御協力をいただいているところですが、平成20年2月1日から同月7日までの一週間を生活習慣病予防週間とし、別添「平成19年度生活習慣病予防週間実施要綱」に基づき実施するので、格段の御配慮をお願いします。

本週間は、国民に対して生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を重点的に実施することにより、生活習慣病予防対策の一層の推進を図るもので、今年度は、特にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の考え方を取り入れた生活習慣病予防に重点を置いて実施することとしております。

先般、平成12年から推進している「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」の中間評価を行いました。脳卒中・虚血性心疾患の死亡率は改善傾向が見られる一方で、高血圧症、糖尿病などの生活習慣病の患者数は、中高年男性を中心に改善していない現状にあり、生活習慣病対策のさらなる充実が必要と考えております。

このような中で本週間を実施することは重要な意義をもっておりますので、本週間の趣旨に御賛同の上、主催者として普及啓発に御協力をお願いします。

また、都道府県におかれましては、管内市町村及び関係団体に対する周知についても併せてよろしくをお願いします。



## 平成19年度生活習慣病予防週間実施要綱

### 1 名 称

生活習慣病予防週間（以下「予防週間」という。）

### 2 趣 旨

生活習慣病を予防するためには、健康づくりのための正しい知識の普及啓発を図ることが重要であり、そのため本予防週間では、自らの生活習慣を見直し、行動変容を促すために必要な情報を提供することとしている。

国においては、先般、「健康日本21」の中間評価を実施しており、脳卒中・虚血性心疾患の死亡率は改善傾向が見られる一方で、高血圧症、糖尿病などの生活習慣病の患者数は、中高年男性を中心に改善していない現状にあり、生活習慣病対策のさらなる充実が必要であると考えている。

また、平成20年度より医療保険者による40歳以上の被保険者・被扶養者に対するメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診・保健指導の着実な実施を義務付けられたところである。

こうした流れを受け、本年度の予防週間では、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」の考え方を採り入れた生活習慣病の予防に重点を置き、定期的な運動習慣の獲得、正しい食生活の確立、禁煙、定期的な健康診査の受診等のために必要な情報の提供を図り、その予防を強力に推進することとする。

### 3 実施事項

本年度は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の考え方を採り入れた生活習慣病予防に重点を置き、以下の事業を実施することとする。

- (1) 国民が、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の考え方を理解し、運動習慣の徹底や食生活の改善により内臓脂肪を減少することの重要性や、高血糖、脂質異常、高血圧の重複を改善することで虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症リスクが低減するという認識の普及を図る。
- (2) 「エクササイズガイド2006」を通じた運動習慣の徹底や「食事バランスガイド」の活用などによる食生活の改善を広く啓発し、健康的な生活習慣の確立が予防の第一であるという認識の普及を図る。
- (3) 喫煙者に対する禁煙支援や公共の場・職場における受動喫煙対策を通じ、喫煙の危険性及び禁煙の重要性等についての認識の普及を図る。
- (4) 健康診査を定期的に受診し、自己の健康状態を常時把握するとともに生活習慣を見直す機会として活用し、個々人に応じた健康づくりに取り組むことが大切である

という認識の普及を図る。

- (5) 国民一人ひとりが健康づくりに進んで取り組むことの必要性和、そのためには、家庭や職場など周囲の理解や協力が重要であるという認識の普及を図る。
- (6) 「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」に掲げられている事項に留意し、より一層の生活習慣の改善を図る。

#### 4 実施機関

##### (1) 主 催

厚生労働省、都道府県、政令市、特別区

##### (2) 後 援（予定）

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、（社）日本医師会、（社）全日本病院協会、（社）日本病院会、（社）日本薬剤師会、（社）日本看護協会、（社）日本歯科医師会、（財）癌研究会、（財）日本公衆衛生協会、（財）日本食生活協会、（財）健康管理事業団、（財）がん研究振興財団、（財）循環器病研究振興財団、（財）健康・体力づくり事業財団、（財）住友生命健康財団、（財）大同生命厚生事業団、（財）大和証券ヘルス財団、（財）いきいき健康増進財団、（財）日本ウェルネス協会、（財）日本がん知識普及協会、（財）日本健康スポーツ連盟、（財）日本健康開発財団、（財）日本心臓財団、（財）日本成人病予防会、（財）日本対がん協会、（財）日本糖尿病財団、（財）日本農村医学研究会、（財）三井生命厚生事業団、（社）アルコール健康医学協会、（社）全日本司厨士協会、（社）日本エアロビックフィットネス協会、（社）日本栄養士会、（社）日本給食指導協会、（社）日本健康倶楽部、（社）日本循環器管理研究協議会、（社）日本調理師会、（財）エム・オー・エー健康科学センター、（社）日本糖尿病協会、（社）全国栄養士養成施設協会、（社）全国調理師養成施設協会、（社）日本脳卒中協会、（社）日本ウォーキング協会（社）調理技術技能センター、（社）ビタミン協会、（財）日体スワロー、（財）ヘルス・サイエンス・センター、（財）中富健康科学振興財団、（財）宮田心臓病研究振興基金

（順不同）

##### (3) 協 賛（予定）

日本放送協会、（社）日本民間放送連盟、（社）日本新聞協会、（社）生命保険協会（順不同）

#### 5 期 間

平成20年2月1日～同月7日までの一週間とする。ただし、地域の実情により、この期間を標準として適切な期間を選定して差し支えないものとする。

## 6 実施の方法

### (1) 厚生労働省

ア 関係行政機関、後援及び協賛の各団体との緊密な連携の下に、予防週間の全国的な推進を図る。

イ 報道機関等の協力を得て、予防週間の広報・宣伝及び生活習慣病の予防のための知識の普及を図る。

### (2) 地方自治体

予防週間の実施に当たっては、次に掲げる方法を参考にして地域の実情に応じた実施計画を作成し、創意工夫をこらした効果的な広報・宣伝及び知識の普及活動等を行う。

ア 新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、行政の広報紙、関係機関紙、懸垂幕、ポスター及びパンフレット等による広報・宣伝の実施

イ 講演会、映画会、展示会、保健学級、栄養教室、運動教室、健康相談室等の開催による生活習慣病予防に関する正しい知識の普及

ウ 健康診査の実施

エ 管内市町村及び関係団体に対する周知

## 7 実施に当たっての留意事項

(1) 予防週間の後援及び協賛の各団体等と緊密な連携を図るとともに、医療保険者等が実施する保健事業と連携し、国民の生活習慣病予防の意識向上に資する運動を展開すること。

(2) 生活習慣には地域の特性があることから、その特性に応じて、行動変容のために重点的に実施すべき事項を明確にした上で、広報手段を積極的に活用するなど、運動の効果的な推進を図ること。

(3) 今後、別途連絡する予防週間の標語を活用して、事業を実施すること。